

中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】募集要項〔東京校開催〕

1. 研修のねらい

当研修は、認定経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対する経営改善計画等の事業計画策定支援において専門性の高い支援を行うため、事業計画策定の支援方法や中小企業の管理会計に係る基本的知識に加え、支援者として求められる財務・税務・金融等の専門的知識を付与することを目的としています。

2. 研修の特長

- (1) 当研修は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画等の事業計画策定支援の前提となる管理会計の基本的知識と財務・税務・金融等の専門的知識を修得できる構成になっています。
- (2) また、中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対応するための経営支援全般で必要とされる創業支援・事業承継・海外展開・事業再生等の専門的な知識も総合的に学習できる構成になっています。
- (3) 企業経営の定性的かつ定量的な実態把握、経営課題抽出、それらを踏まえた経営改善による売上向上の実現に向けた支援策等について、受講者一人一人の理解度を更に多面的に深めるために、受講者と講師との双方向性を醸成することにも重点を置いた「受講者参加型」の業種・業態のケース教材を使用した「演習」を主体とした学習方式を取り入れています。

3. 受講対象者

社会保険労務士・行政書士・司法書士・経営士等の士業、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他、中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画策定支援を実施するために、認定経営革新等支援機関の認定取得を目指す方。また、認定経営革新等支援機関の方でもご受講いただけます。

※1 認定取得を目的とする方は、国の認定制度に基づく計画（経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等）の策定支援への関与度合いに応じて、研修の受講が免除される場合があります。申込者ご本人の実務経験に応じてお申込みください。なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。研修の受講申込みにあたり、実務経験内容（受講資格）の適否についてご不明な点等がある場合は、予め、認定申請書の提出先である経済産業局にご確認ください。

※2 「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

※3 「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方も、研鑽等を目的としてご受講いただけます。ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。

受講条件

- (1) 企業会計、財務に関する基礎知識を有すること。
 - (2) 経営戦略、経営計画の基礎知識を有すること。
 - (3) 所得税、法人税、消費税、租税特別措置法など税制の基礎知識を有すること。
 - (4) 商業簿記3級以上、又はそれと同等以上の知識を有すること。
 - (5) マイクロソフト社のExcel、Wordの基本操作に支障がないこと。
- ※1 パソコンを各自ご持参ください。ご用意いただけない方は、事前にご連絡ください。
(お問合せ先：4頁参照)
- ※2 使用するOSは「Windows」です。また、PowerPointも使用します。
- ※3 Mac、Surface RT、タブレットはご使用いただけません。

実務経験に応じて選択する受講コースと専門的知識判定試験の受験資格について

受講いただくコースは、国の認定制度に基づく計画の策定支援への関与度合い（実務経験）に応じて異なります。（一部免除される場合があります。）実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。選択するコースの判断に迷う場合は、認定申請書等の提出先である経済産業局に必ずご確認下さい。
ご参考までに実務経験に応じて受講いただくコースについてお示しいたします。

- (1) 経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等の関与が無い方については、「4. 研修の構成」に記載の[1]～[4]の全てを受講するコースを選択し修了することにより専門的知識判定試験の受験が可能です。
- (2) 経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等のいずれかの策定を行う際に、主たる支援者として1～2回関与した方は、「4. 研修の構成」に記載の [3] 及び [4] を受講するコースを選択し修了することにより専門的知識判定試験の受験が可能です。（この場合は[1]及び[2]は受講免除となります。）

※受講いただくコースの選択に関しては当機構及び中小企業大学校ではご回答できません。

受講申込みについて不明な点がある場合は、認定申請書等の提出先である所管の経済産業局に事前にご確認の上、[1]～[4]（計17日間）又は[3][4]（計9日間）の2コースのいずれかを選択してください。

研修開講日（[1]の日程の初日）以降に、選択したコースの錯誤等が判明しても、コースの変更や研修受講料の返還等を行うことはできませんので、ご注意下さい。

4. 研修の構成

当研修は計17日間（30時間/週×4週＝120時間）で構成されています。詳しい日程については、理論研修ホームページ内の「年間スケジュール」をご参照ください。

	日数・時間数	研修概要
[1]	4日間（火曜～金曜） 計30時間	税務、金融及び企業の財務に関する基本的な知識
[2]	4日間（火曜～金曜） 計30時間	税務、金融及び企業の財務に関する実践的な知識
[3]	4日間（火曜～金曜） 計30時間	経営改善計画策定の進め方
[4] ※	5日間（月曜～金曜） 計30時間	経営改善計画の実行支援のあり方とその考え方

※ [4] の最終日（第5日目）の研修終了後に専門的知識判定試験を実施します。

5. 専門的知識判定試験の実施

中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする当研修修了者に対して試験を実施し、可否を判定します。

【ご注意】

出席時間数が所定開講時間数（計120時間）の90%未満である場合は、当研修の修了要件を満たさないため未修了となります。従って、専門的知識判定試験を受験することはできません。

試験概要

- (1) 経営改善計画策定支援に係る専門的知識（財務、税務、金融等）及び各種手法に関する記述式（空欄補充・計算問題）又は選択式の筆記試験。
- (2) 後日、可否の判定結果を郵送いたします。不合格の方は、別途、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。ただし、当研修を再度受講する必要はありません。
- (3) 再受験の申込み方法等については、中小機構のホームページをご覧ください。

6. 募集定員

36名

※受講申込者が多数の場合は、専門的知識判定試験を受験される方を優先し、同一の法人・機関からの複数名のお申込みを1名に調整させていただく場合等があります。予めご了承ください。

7. 受講料

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) [1] ～ [4]の全てを受講するコースを選択される方 | 99,000円（税込） |
| (2) [3]及び[4]を受講するコースを選択される方 | 50,000円（税込） |

8. 受験料

専門的知識判定試験の受験を希望される方は、7.の受講料のほかに受験料5,000円（税込）が必要です。

【ご注意】

(1) 受講料

開講前日（[3][4]のみ受講される場合は、[3]の日程の初日になります。理論研修ホームページ内の「年間スケジュール」参照。）までの受講辞退申出に伴う受講料返還の可否及び返還額については、当機構の規定に基づきます。ただし、当研修の開講日以降においては、受講料を返還することは一切できませんので、ご注意ください。

(2) 受験料

研修の未修了により専門的知識判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由の如何を問わず、返還することはできません。

(3) 受講料・受験料の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当することはできません。

(4) 受講申込書の受講者氏名欄に記載されたご本人と異なる方が受講することは一切できません。

9. 受講申込みから開講・試験までの流れ

日程については、理論研修ホームページ内の「年間スケジュール」をご参照ください。

- (1) 受講申込書の受付
おおむね2週間程度の募集期間を設け、募集期間内（必着）にご郵送いただいた受講申込書について、順次、受け付けます。
- (2) 受講決定通知書兼請求書のご送付：
開講日の1.5～2カ月前に事前案内等の書類と併せて郵送いたします。
応募者多数による受入調整が必要になった場合は、その結果もご連絡いたします。
- (3) 受講料・受験料の振込み
受講決定通知書兼請求書において振込先口座及び振込期限をご案内いたします。
- (4) 開講
事前案内等をご確認ください。
- (5) 専門的知識判定試験
[4]週目の最終日（第5日目）の研修終了後に試験を実施いたします。
研修を修了し受験される方には、当日、受験票をお渡しいたします。

10. 申込方法

- (1) 受講申込書の送付
ホームページに掲載の「**受講申込書**」（様式）に所定事項をご記入の上、必ず顔写真を貼付して、募集期間内（東京校必着）にご郵送ください。

受講申込書の送付先及びお問合せ先

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5 中小企業大学校東京校 支援研修課あて
TEL : 042-565-1270 Email : to-keieikaizen@smrj.go.jp

※送付の際は、封筒の表に「理論研修受講申込書在中」と記載のこと。

※受講申込書はホームページに掲載の書式（WordまたはPDF形式）を印刷してご使用ください。

※申込方法は郵送のみとさせていただきます。FAX、メール、ご持参による受講申込書の受付はできません。

なお、ご送付いただいた受講申込書は、原則返却いたしませんので、予めご了承ください。

- (2) 受講料及び受験料のお振込み
振込先口座等は、受講決定通知書兼請求書にてご案内いたします。振込期限日までに、以下に記載の所定の金額をお振込みください。
 - ① [1]～[4]のすべてを受講するコースを選択し「専門的知識判定試験」を受験する方
受講料 (99,000円) + 受験料 (5,000円) = 104,000円 (税込) (受講のみの方は99,000円)
 - ② [3]及び[4]のみ受講するコースを選択し「専門的知識判定試験」を受験する方
受講料 (50,000円) + 受験料 (5,000円) = 55,000円 (税込) (受講のみの方は50,000円)

【振込の際のご注意】

- ※専用の振込用紙はありません。金融機関所定の用紙またはATM等でお手続きください。
- ※受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については、認定を受ける機関名を記入してください。
- ※必ず電信振込指定をお願いします。
- ※振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。
- ※振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは、後日確認させていただく場合がございますので大切に保管してください。
- ※振込期限日までに、当機構が指定する所定の口座において入金の確認ができない場合は、受講等をご遠慮いただく場合がありますので、ご了承ください。

11. 個人情報の取り扱い

当研修の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当試験の実施と運営ならびに認定支援機関への申請をした際の確認等に関する範囲で取り扱います。

12. 中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】に関するQ&A

＜受講条件について＞

Q1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A1：当研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための専門的知識を修得していただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的知識（企業会計、財務及び税務等の知識と経営改善計画書を策定するために必要なパソコンスキル）は最低限持ち合わせていることが必須条件となります。

Q2：専門的知識判定試験は受験しないのですが、研修は受講してよいでしょうか？

A2：当研修は中小企業等経営強化法の認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする方を対象としておりますので、応募者多数の場合は、専門的知識判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q3：研修の[1]及び[2]の受講が免除されるのはどのような場合ですか？

A3：『中小企業等経営強化法』による「経営革新計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」、『中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律』による「農商工等連携事業計画」、『中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律』による「地域産業資源活用事業計画」、『産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法』による「事業再構築計画」等、国の認定制度に基づく計画の策定支援に、主たる支援者として1～2回関与した場合は、研修の[1]及び[2]の受講が免除される場合があります。
従って、当該の実務経験による受講免除の適否は、認定申請書等の提出先である経済産業局にご本人様より事前に必ずご確認ください。

<受講申込書について>

Q4：機関（法人）から受講する場合に、受講申込書の記入方法や受講料等の振込みの際の注意点はありますか？

A4：受講申込書は、認定を受けようとする機関（法人）名をご記入ください。また、受講料等の振込名義人も同じ機関名にしてください。

キャンセル等により当校が受講料の返還手続きをする場合は、当機構が指定した口座にお振込みいただいた際の振込名義人名と同一名義の口座に返還いたします。なお、受講料の返還額等は当機構の規定に基づきます。（「受験料」は返還いたしません。）

※法人名義でお振込みされた受講料を個人名義に返還、あるいは個人名義でお振込みされた受講料を法人名義に返還することはトラブルの原因となりますので、振込名義人と返還先名義人は同一名義で手続きさせていただきます。

※4頁の【振込の際のご注意】も参照ください。

Q5：写真は、自分がデジカメで撮影したものでもいいですか？また、受講申込書に直接、印刷しても良いですか？

A5：本人確認のために使用します。顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していなければ構いません。また、写真は貼付せずに、直接、受講申込書にプリントしても構いません。（写真が不鮮明の場合は再送付をお願いすることがあります。）

<専門的知識判定試験について>

Q6：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A6：受講するだけでなく、当校の所定の研修修了要件を満たす必要があります。研修を修了された方だけが受験することができます。

Q7：試験の結果はどのように通知されるのですか？

A7：試験終了後、採点及び合否の判定をして、全員に合格・不合格の結果を郵送でご通知いたします。なお、合格者に送付する合格証書は認定経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q8：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A8：当研修を修了された方で専門的知識判定試験に不合格であった方は、次回以降に中小企業大学校で開講する理論研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。再受験をお申し込みの際は、「専門的知識判定試験受験申込書」によりお手続きください。

（「受験料」のお振込みと「修了証書の写し」の添付が必要となります。）

理論研修の日程等の詳細については、中小機構ホームページをご参照ください。

<その他>

Q9：宿泊先は大学校側で用意していただけるのですか？

A9：宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

なお、東京校の東大和寮をご利用の場合は、受講申込書下段に掲載の「入寮申込書」にすべてご記入ください。

※東大和寮については東京校のホームページをご参照ください。

東京校トップページ → 施設のご案内 → 宿泊施設

注1) ご宿泊いただく宿泊室（A棟・B棟）は、当校が指定いたしますので、予めご了承ください。

注2) 宿泊は週ごとに研修期間中の連泊のみ受付可能です。研修期間中2回に分けての宿泊等はお受けできません。

なお、連泊中に外泊される場合も宿泊費は発生しますのでご了承ください。

Q10：受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の開催回に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A10：受講申込書においてお申込みされたコースの決められた日程以外では受講できません。また、受講申込書においてご記入された受講申込者本人以外の方も受講できません。

【受講申込書 送付先】

受講申込書の送付には、下記の宛先を切り取ってご利用ください。

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2 の 137 の 5

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

中小企業大学校 東京校 支援研修課 行

(理論研修 受講申込書在中)